



親族が認知症等により判断能力が衰えたら・・・ ～慌てる前に家庭裁判所の手続きを把握しておこう～

（令和3年度「法の日週間行事」）

10月1日～7日

新潟家庭裁判所 広報



親族等が認知症等により判断能力が低下するなどしてお困りの方はいませんか？

高齢化社会を迎え、認知症などで判断能力に不安を感じている方は年々増えています。判断能力が衰えると、お金の管理や生活用品の購入、施設の入所など、日常生活を送るのに支障が生じます。

その方たちを支援する手続きとして成年後見制度と呼ばれているものがあります。

家庭裁判所では、成年後見制度のご利用をお考えの方へ、裁判所のホームページ等で制度の説明やよくあるご質問などについて掲載しています。

今年度の法の日週間行事として、成年後見制度を特集することといたしましたので、興味のある方は、ぜひ新潟家庭裁判所のウェブサイトをご覧くださいと幸いです。

新潟家庭裁判所ウェブサイト＜広報活動＞

（<https://www.courts.go.jp/niigata/about/koho/index.html>）



《最寄りの家庭裁判所》

裁判所名	郵便番号	所在地	電話番号（代表）
本庁	951-8513	新潟市中央区川岸町1丁目54番1	025-266-3171
三条支部	955-0047	三条市東三条2-2-2	0256-32-1758
新発田支部	957-0053	新発田市中央町4-3-27	0254-24-0121
長岡支部	940-1151	長岡市三和3-9-28	0258-35-2141
高田支部	943-0838	上越市大手町1-26	025-524-5160
佐渡支部	952-1324	佐渡市中原356-2	0259-52-3151
村上出張所	958-0837	村上市三之町8-16	0254-53-2066
十日町出張所	948-0093	十日町市稲荷町3丁目南3番地1	025-752-2086
柏崎出張所	945-0063	柏崎市諏訪町10-37	0257-22-2090
南魚沼出張所	949-6680	南魚沼市六日町1884-子	025-772-2450
系魚川出張所	941-0058	系魚川市寺町2-8-23	025-552-0058

憲法週間行事とは

毎年10月1日を「法の日」と定め、法の日を含む1日から7日までの1週間を「法の法週間」とし、各裁判所においては、検察庁及び弁護士会の協力を得るなどして、国民の皆様へ、法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるよう取り組みを行っています。